

欧洲各国に対する感染症危険情報の発出

(ポルトガル含む各国に対する水際対策の継続措置)

●日本政府は、日本時間27日、新型コロナウイル感染症対策本部会合を開催し、水際措置の期限延長について決定しました。ポルトガルを含め、これまで査証制限措置がとられていた国・地域に対する査証制限等の措置が5月末日まで延長されます。これにより、日本上陸前14日以内にこれらの国に滞在歴のある外国人は、特段の事情がない限り、5月末まで入国拒否の対象となります（日本人は入国拒否の対象にはなりません。）。査証制限措置対象国については、以下の外務省ホームページをご確認ください。

https://www.mofa.go.jp/mofaj/ca/fna/page4_005130.html

●今回措置を受け、引き続きポルトガルを含めた入国拒否対象地域を出発し、日本に到着される方におかれましては、14日間の待機要請に加え、空港到着時にPCR検査を受ける必要があります。PCR検査に係る所要時間は、帰国者の数やタイミングによって大幅に変わることが予想され、多くの方が一度に帰国される場合には長時間かかることもありますので、ご留意願います。

●また、上陸拒否及び査証制限措置の国・地域に所在する日本大使館または総領事館で発給済みの一次及び数次査証（各対象国・地域に対する査証制限措置実施後に発給されたものを除く）の効力の停止についても5月末まで継続されることとなります。

●帰国される方に対する水際対策に関し、厚生労働省ホームページに詳しく記載されておりますので、同HPもご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

【連絡先】

在ポルトガル日本国大使館 領事班

電話：+351-21-311-0560

FAX：+351-21-353-7600

e-mail：consular@lb.mofa.go.jp